

会社法制（企業統治等関係）部会資料25に対する意見

平成30年8月29日

経済産業省 経済産業政策局 産業組織課

会社法制（企業統治等関係）部会資料25「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案のたたき台」に記載されている事項に関する意見は以下のとおり。

記

一、「第2部 取締役等に関する規律の見直し」について

1.「第1 取締役等への適切なインセンティブの付与」について

(1)「1 取締役の報酬等」について

取締役の報酬等は、経営陣に対して適切なインセンティブを付与する手段として、コーポレート・ガバナンス上の重要な仕組みの一つであり、我が国企業の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るため、これを適切に活用することが期待されている。特に、株式報酬は、中長期的な企業価値の向上に向けた動機付けのための効果的な手段であることに加え、取締役と株主の価値共有に資するという利点もあり、その積極的な活用が期待されている。

このような観点から、「(1) 報酬等の決定方針」、「(2) 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め」、「(4) 取締役の報酬等である株式及び新株予約権に関する特則」及び「(5) 情報開示の充実」に係る提案に基本的に賛成する。

なお、「(2) 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め」については、株主総会と取締役会との間での適切な役割分担の観点から、法務省令で定められる株主総会の決議事項が過度に詳細なものとならないように留意していただきたい。

また、「(4) 取締役の報酬等である株式及び新株予約権に関する特則」の については、株式報酬は取締役以外の者に対して付与される場合もあるところ、取締役に対して付与される場合についてのみ、株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額に関する特則を設けることで十分かについて、上記のような意義を有する株式報酬の積極的な活用を後押しする観点から、検討する余地があると考えられる。

(2)「2 補償契約」について

会社補償は、役員等に適切なインセンティブを与え、過度にリスクを回避しないようにするための、コーポレート・ガバナンス上の重要な仕組みの一つである。加えて、会社補償は、諸外国において広く認められた標準的な役員就任条件として、優秀な人材を確保する上でのインフラとしての機能も有し、人材獲得における海外企業との競争条件のイコールフットィングの観点からも、これを活用しやすくする制度整備を行うという視点が重要である。

このような会社補償の機能が十分に発揮される規律とする観点からは、株式会社会社が第三者に対して損害を賠償した場合に役員等に対して求償可能な部分を会社補償の対象から除外すること(イ)、必ずしも損害賠償金としての性質を有さず、むしろ費用に近い性質を有する場合もある和解金を一律に損害賠償金と同一に取り扱うこと(イ(イ))、補償契約に基づく補償に関する事項の開示の義務付けの対象として具体的な補償金額まで含めること((2の注)ウ及びエ))については、これまでも意見提出してきたとおり、会社補償の適切な利用に対して阻害要因となり得ることが懸念されるため、再考する必要があると考える。

また、業務執行取締役等である取締役に責任限定契約の締結を認めることについても、会社補償と密接に関連した論点として、併せて検討することが望ましい。

(3)「3 役員等のために締結される保険契約」について

D&O保険も、会社補償と同様にコーポレート・ガバナンス上の重要な仕組みの一つであり、これを活用しやすくする制度整備を行うという視点が重要である。

このような観点からは、保険金額、保険料及び保険給付の金額の開示については、濫訴や訴額・和解額のつり上げ等を誘発する懸念、リスク変動等に関する経営上の機密事項やノウハウの流出のおそれ、役員等が紛争を和解により柔軟に解決しようとするインセンティブを損なうおそれといった実務面での弊害が指摘されていること等も踏まえると、(3の注)ウの事項を義務的開示事項とすることは適切でないと考えられる。

二.「第3部 その他」の「第2 株式交付」について

第4次産業革命の進展というグローバルな環境変化の中、我が国企業がその競争力を強化するためには、大胆な事業再編により、経営資源を成長性・収益性の見込める事業に振り向けていくことが必要である。

株式を対価とするM&Aは、大胆な事業再編を実施する上で有効なツールと

なり得るものであり、その円滑化に向けて制度整備を講じることの政策的意義は極めて大きい。

このような観点から、株式交付に関する規律を設けることに基本的に賛成する。

この制度が我が国企業の事業再編ニーズに十分対応したものとなるよう、一体的なグループ経営を実現するための子会社株式の買増しについても対象に含める方向でご検討いただきたい。

以上